

令和 4 年度 第 1 1 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 5 年 2 月 2 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 2 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	×
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舛 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 日程第 2 諸報告について
 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
 日程第 5 議案第 3 号 松伏町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定を求める件について
 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 日程第 7 報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

会議の件名	議事録
<p>1. 開会</p> <p>日程第1</p>	<p>後藤事務局長が開会を告げる。午後1時30分</p> <p>【あいさつ】</p> <p>◎事務局長 皆さん、こんにちは。 これより、令和4年度第11回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 まず、町からご報告とご連絡がございます。 1点目に先日行われた「まつぶしふるさとカレースタンプラリー」の賞品を現在発送準備中でございます。当選した方には間もなくお手元に届きますのでもう少しお待ちいただければと思います。 2点目に、1月末に使用期限を迎えました「松伏町みんなで応援商品券」についてですが、多くの方に使用していただきまして使用率は97%となりました。 3点目に、3月5日に大落古利根クリーン作戦が行われますので清掃活動のご協力をお願いいたします。</p> <p>◎会長 改めまして皆さん、こんにちは。 最近はやかい日もあり、穏やかな天気が続いております。 さて、先日後藤事務局長と一緒に研修で鴻巣の種苗センターへ見学に行っていました。埼玉県も様々なお仕事をしております、彩の国、ふれあいの森、県民の森等多数の施設がございます。皆様も是非機会がございましたら施設見学をしていただければと思います。 それでは、本日も議案が多数ございますので慎重にご審議の程よろしくをお願いいたします。</p> <p>◎事務局長 ありがとうございました。それでは、会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>【開会の宣言】</p> <p>◎議長 ただいまから、令和4年度第11回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員13名、最適化推進委員7名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p>【会議録署名委員の指名について】</p> <p>◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。 9番 柴田 光善 委員 10番 小島 康平 委員 以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>日程第 2</p>	<p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。 No. 1 について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 案内図は 1 ページをご参照願います。 譲受人は〇〇〇〇〇-〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 申請地の地目は田で面積は〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は経営拡大です。なお、売買金額は、〇〇〇万円です。一反当たり約〇〇〇万円です。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡で合計〇〇〇㎡になります。 おもな作付け作物は水稻と露地野菜で農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、粃摺機、乾燥機、農業用車両を保有しています。 譲受人の農作業歴は 4 0 年で、その他世帯員の労働者は 3 人です。また通作距離は〇〇mです。 世帯の農作業従事日数は、譲受人は年間 1 0 0 日、〇は年間 1 0 0 日、〇が年間 6 0 日で合計 2 6 0 日になり、年間の農作業従事日数 1 5 0 日以上要件は満たしています。 今回の申請地の面積を合計した権利取得後における経営面積は、合計〇</p>

〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。

周辺地域との関係性については、引き続き田については水稻栽培をし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ばさないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎藤江委員

2月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしくお願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

続いて、No.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は1ページをご参照願います。

譲受人は〇〇〇〇〇-〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

申請地の地目は田で面積は〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は経営拡大です。なお、売買金額は、〇〇〇万円です。一反当たり約〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡で合計〇〇〇㎡になります。

おもな作付け作物は水稻と露地野菜で農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、糞摺機、乾燥機、農業用車両を保有しています。

譲受人の農作業歴は40年で、その他世帯員の労働者は3人です。また通作距離は〇〇mです。

世帯の農作業従事日数は、譲受人は年間100日、〇は年間100日、〇が年間60日で合計260日になり、年間の農作業従事日数150日以

<p>日程第 4</p>	<p>上要件は満たしています。</p> <p>今回の申請地の面積を合計した権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。</p> <p>周辺地域との関係性については、引き続き田については水稻栽培をし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ばさないものと考えられます。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。</p> <p>◎永野委員 2 月 2 0 日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。</p> <p>以上、ご審議よろしく願います。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。</p> <p>許可に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は許可されました。</p> <p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。</p> <p>No. 1 について、事務局説明願います。</p> <p>◎事務局 案内図は 3 ページです。土地利用計画図は 1 ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇〇-〇、地目は畑、〇〇〇㎡の農地です。</p> <p>申請者は〇〇〇〇〇-〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。</p> <p>譲渡人は〇〇〇〇〇-〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。</p> <p>転用目的は住宅敷地です。</p> <p>申請理由については、現在、〇〇〇で〇〇と〇〇と〇人で暮らしています。〇人目の子供が生まれ、徐々に物も増え、限られた居住スペースでの生活が窮屈になってきました。</p> <p>土地を探すにあたって、生前贈与にて父から譲り受けた〇〇〇〇〇-〇、〇</p>
--------------	--

〇〇〇〇-〇の土地を検討しましたが、現在父が住んでおり、また、ほかの土地も探しましたが条件に合う土地がありませんでした。父に相談したところ、父が所有する申請地への移住を勧められ住宅を建築する計画を立てました。

実家が徒歩圏内なため、親との相互扶助もでき、近隣の方も親切な方ばかりで、子供の成長を見守るうえで私たち夫婦にとっても最高の環境だと考えました。

専用住宅の建築については一生のものであり、木造二階建の建物と自己用2台分の車庫とガーデニングスペースを計画しています。

〇〇〇の慣れ親しんだこの土地で一生を過ごしたいと考えております。

以上の理由から申請をされました。

建物は木造2階建てです。工事期間は許可日から令和〇年〇月〇日を予定しています。

被害防除対策については、CB2～4段段積みで被害防除を行います。排水については合併浄化槽五人槽を設置して前面道路のU字溝に接続します。

資金計画について、造成費〇〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇〇万円、合計〇〇〇〇万円です。用地費については贈与のためございません。全額金融機関からの借入れで対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。20年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

2月20日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎柴田委員

生前贈与ということだが、用地費はかからないのか。

◎事務局

おそらく贈与税等がかかると思うが、あくまでも土地の購入代金ではないため用地費は0円になります。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

日程第 5

【議案第 3 号 松伏町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定を求める件について】

◎議長

続いて、日程 5 議案第 3 号松伏町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定を求める件についてを上程いたします。

事務局説明願います。

◎事務局

議案第 3 号と書かれた資料を御覧ください。

こちらは、松伏町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」です。

昨年、農業委員会等に関する法律が改正され指針の策定が努力義務から義務化されました。この指針を策定していない委員会については、今年度中に法改正の内容を含んだもので策定し、農業委員会総会で決定し制定することとなりました。制定後 HP 等で公表を行います。説明の中で地域計画というワードが出てきます。それについて簡単に説明させていただきます。議案第 3 号資料と書かれたものを御覧ください。

地域計画とは法改正により人・農地プランが地域計画に名称を変えて同法に位置づけられたものです。方向性は変わりませんが、地域農業の将来の在り方の計画、農業を担う者ごとに利用する農地を示した目標地図を作成する必要があり、農業委員会はこの目標地図の素案を作成します。この地域計画の作成は令和 5 年度から 2 年間の期間が充てられています。それでは、指針について説明させていただきます。

まず、1 ページ目を御覧ください。第 1 に基本的な考え方です。農業委員会等に関する法律の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農地等の利用の最適化の推進が重要な必須事務とされました。農業従事者の減少等に伴い、農業後継者に継承されない農地や、担い手に集約されない農地等が遊休農地化している傾向があります。その発生防止・解消に努めていくと同時に、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。そのため、松伏町農業委員会の指針として、遊休農地の発生防止と解消・担い手への農地利用の集積集約化・新規参入の促進について目標設定を行い、また、推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるものです。目標については、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する松伏町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた 3 年後の目標です。この指針の目標は、農業委員会の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行います。

次に 2 ページ目です。遊休農地の発生防止・解消についてです。遊休農地の解消目標は、令和 4 年 4 月現在管内の農地面積は 582ha、遊休農地面積は 3.6ha、割合は 0.6%です。3 年後の目標は管内の農地面積を 567ha、遊休農地面積を 2ha、割合は 0.3%としました。推進方法としては、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施です。この調査の結果を元に農地中間管理機構と連携をとり農地中間管理機構への貸し付け手続きを行いたいと思います。

次に 3 ページ目です。担い手への農地利用集積目標と担い手の育成・確保についてです。担い手への農地利用集積目標は、令和 4 年 4 月現在管内の農地面積は 582ha、集積面積は 170ha、集積率は 29.2%です。3 年後の目標は管内の農地面積を 567ha、集積面積を 209ha、

集積率は37%としました。

また、担い手の育成・確保についてです。令和4年4月現在管内の総農家数236戸（うち主業農家数は12戸）認定農業者数は37です。3年後の目標は、管内の総農家数を215戸（うち主業農家数を12戸）認定農業者数は38としました。推進方法としては、①地域計画の作成・見直しについて、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く地域計画の作成と見直しに主体的に取り組んでいきたいと思います。②農地中間管理機構等との連携です。農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。③農地の利用調整と利用権設定についてです。地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いです。所有者等の確知がすることのできない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じで利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効活用に努めます。

次に4ページ目です。新規参入の促進についてです。新規参入の促進目標は、令和4年4月現在で個人法人ともに0です。3年後の目標は、1個人、1法人を目標とし新規参入者取得面積は共に0.3haとしました。

推進方法としては、①関係機関との連携についてです。関係機関と連携し管内の農地の借入れ意向のある個人・法人を把握し必要に応じて現地見学や相談会を実施します。②新規就農フェア等への参加についてです。関係機関と連携し新規就農者希望者の情報収集に努め、受け入れとフォローアップ体制を整備します。③企業参入の推進についてです。担い手が不足している地域では企業の農業参入も地域の担い手確保の有効手段であるため、農地中間管理機構も活用して参入の推進を図ります。

説明しました各目標の評価方法については、遊休農地の割合、農地の集積率、参入者数の数で評価を行います。単年度の評価については毎年行っている目標及びその達成に向けた点検評価で行います。

最後に「地域計画」の目標を達成するための役割についてです。農地を効率的かつ総合的に利用していくため、松伏町農業委員会では次の役割を担っていきます。日常的な農地の見守り、所有農地の意向把握、地域計画で位置づけられた担い手への利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、地域計画の定期的な見直しへの協力を行っていききたいと思います。

説明については以上です。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎横川委員

新規参入について1個人1法人としているが難しいところではないか。

◎事務局

そちらについては、町の農政担当や春日部農林振興センター等と協力していききたいと思います。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

決定に賛成の方の挙手をお願いします。

<p>日程第 6</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。</p> <p>【報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 6 報告第 1 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、相続の届出がありましたのでご報告させていただきます。</p>
<p>日程第 7</p>	<p>【報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 7 報告第 2 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、合意解約がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。</p> <p>◎会長代理 長時間にわたりご審議ありがとうございました。 私事ではありますが、先日ようやく確定申告が終わりました。まだ申告が済んでいない方は早めに済ませることをお勧めします。 本日はお疲れ様でした。</p>